

子高第 1244 号
令和 3 年 2 月 5 日

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の延長について

沖縄県内における新型コロナウイルスの感染拡大は、引き続き大変厳しい状況となっているため、2月4日に沖縄県緊急事態宣言の延長が決定されました。(延長期間：2月8日～2月28日)

貴施設におかれましては、「沖縄県緊急事態宣言」(別添1)、沖縄県高齢者福祉介護課発出の「沖縄緊急事態宣言の発出に伴う対応について」(令和3年1月21日子高第1162号)及び厚生労働省の通知等を基に、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組みの上、ご対応頂きますようお願いいたします。

また、下記のとおり緊急包括支援交付金及びメンタルヘルス相談窓口のご案内いたします。

【ご案内】

1. 沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)各種支援金

支援金等の申請忘れはありませんか?まだ間に合います!!

感染拡大防止対策のサージカルマスク、ガウン等の衛生用品等の購入等に活用頂けます。

(令和2年4月1日～令和3年3月31日購入支払分対象)

申請期限：令和3年2月28日

詳しくは下記沖縄県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

2. 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口

新型コロナウイルス感染事例が発生した場合や感染リスクが高い者との接触による介護施設等職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として相談窓口が設置されました。

- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会

URL：<https://js-cocomen.com/>

- 公益社団法人全国老人保健施設協会

URL：<https://booking.roken.or.jp/>

- 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口

URL：https://www.murc.jp/cam/covid19_soudan/

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214

沖 縄 県 緊 急 事 態 宣 言

当初期間:令和3年1月20日～2月7日

延長期間:令和3年2月8日～2月28日

- 1月19日に沖縄県緊急事態宣言を発出して以降、新規感染者数は減少傾向が見られるものの、療養者数や病床占有率についても依然として警戒レベル第4段階の数値を示しており、予断を許さない状況が続いています。
- 社会福祉施設や医療機関でのクラスターが多発し、高齢者など、重症化リスクの高い層への感染が拡大しています。感染者に占める入院治療の必要な重症・中等症の患者数は、最多を更新し、182人となっており、60歳以上の高齢者の割合も38.9%に上昇しています(1月30日～2月3日平均)。
- 県民への外出自粛、飲食店等に対する時短要請、及び県外との往来自粛要請の効果は徐々に表れておりますが、依然として市中感染は収まっていません。
- 県の感染症対策専門家会議からは、緊急事態宣言発出以降の医療体制のひっ迫状況には改善が見られないことから、緊急事態宣言の期間は延長すべきとの意見が示されております。併せて、会食は主要な感染源であるため、現時点で対策をゆるめた場合、再び感染拡大に繋がるのが強く危惧されております。
- そのため、沖縄県緊急事態宣言を2月28日まで延長し、警戒レベルを第3段階に引き下げることが目標に、引き続き以下の項目を要請します。
- なお、延長期間内であっても、早期に流行状況を改善することができれば、緊急事態宣言を解除することとします。

【県民・事業者・来訪者の皆様への依頼事項】

1. 外出自粛の要請

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないよう要請します。

特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底を要請します。

2. 営業時間短縮の要請等

県内全市町村の飲食店及び遊興施設等において、次のとおり営業時間を短縮するよう要請します。対象の全期間、時短要請に応じたいただいた事業者には、店舗毎に協力金を支給します。

(1) 2月7日までの時短要請(1/19付発出済(再掲))

①対象市町村:全市町村

②営業時間:朝5時から夜8時までの間

(酒類の提供は、朝11時から夜7時まで)

③対象業種:飲食店及び遊興施設等(※1)

④要請期間:1月22日(金)～2月7日(日) 17日間

⑤協力金:68万円(17日間全期間、要請に応じた場合)

(2) 2月8日以降の時短要請（本日(2/4付)発出)

①対象市町村：全市町村

②営業時間：朝5時から夜8時までの間
(酒類の提供は、朝11時から夜7時まで)

③対象業種：飲食店及び遊興施設等（※1）

④要請期間：2月8日(月)～2月28日(日) 21日間

* 緊急事態宣言の解除を前倒しした場合は、その日までとする。

⑤協力金：84万円(21日間全期間、要請に応じた場合)

* 緊急事態宣言の解除を前倒しした場合は、その日までの分の協力金を支給。

(※1) 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

3. 県外との往来

国の緊急事態宣言が発令された地域には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急の往来については、自粛をお願いします。

また、各都道府県独自の緊急事態宣言が発出されている地域についても、不要不急の往来の自粛をお願いします。

併せて、上記の地域から必要があって来訪される場合は、極力、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けていただきますよう、お願いします。なお、来訪前に検査が受けられない方が、那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP (Naha Airport PCRtest Project)」を整備しております。

その他の地域については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。

(※1) 国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(2月8日時点：10都府県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県))。

(※2) 各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された場合は、その時点で往来自粛の対象とします(2月4日時点：5県(茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県))

4. 離島との往来

離島との不要不急の往来は自粛を要請します。

5. 基本的な感染対策の徹底

日常生活において、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、マスク、手洗い、検温、定期的な換気など「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

高齢者及び有症状の家族と接する時には、マスクの着用をお願いします。

6. 職場での対策

体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないようお願いします。

テレワークやリモート会議、時差出勤を推進し、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけます。

感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底をお願いします。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意してください。

(※1) 5つの場面とは、場面①「飲食を伴う懇親会等」、場面②「大人数や長時間におよぶ飲食」、場面③「マスクなしでの会話」、場面④「狭い空間での共同生活」、場面⑤「居場所の切り替わり」です。

7. イベントの開催制限

イベントの開催規模等は、引き続き次のとおりとします。

開催規模：5,000人以下

収容率： 屋内 50%以下

屋外 人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

また、可能な限り、オンライン開催や感染防止対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小の上での開催を要請します。

8. プロ野球、その他競技団体等のキャンプ・合宿の受入

プロ野球球団やサッカーJリーグ所属クラブ、その他スポーツ競技団体等のキャンプ・合宿の受入にあたっては、各球団・クラブ関係者(選手、スタッフ含む)及びキャンプ関連の取材を予定されるマスコミ等の皆様に対して、本県入域前にPCR検査による陰性判定を受けることを前提とするよう要請します。

受入市町村及び事業者には、キャンプ実施会場における感染防止対策の徹底を要請します。

また、キャンプ期間中も定期的なPCR検査若しくは抗原検査の実施を要請します。

緊急事態宣言期間中は、練習試合及び練習を無観客とすることとあわせて、マスコミ等の皆様の取材活動については必要最小限とすることを要請します。

9. 施設に対する営業時間短縮の働きかけ

次の施設に対して、夜8時までの営業時間の短縮(酒類提供は朝11時から夜7時まで)を働きかけます。

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・ 集会場又は公会堂
- ・ 展示場
- ・ 1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く)
- ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
- ・ 運動施設、遊技場
- ・ 博物館、美術館又は図書館
- ・ 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設
- ・ 1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)

【学校・社会福祉施設・各公共施設等】

1. 学校関連

県立学校については、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底します。

市町村及び私立学校(大学等を除く)については、県立学校と同様の対応を要請します。

大学等では、感染防止と面接授業・遠隔授業等による学習機会の確保の両立に向けて適切な対応を要請します。

大学等での、懇親会などについては、学生等への注意喚起を要請します。

2. 社会福祉施設

保育所や介護老人福祉施設等については、感染防止対策を徹底した上で、原則、開所を要請します。

3. 公共施設等

博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営を継続しますが、運営時間は、夜8時までとします。

なお、感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施します。

市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請します。

◎ 上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく協力依頼です。